

様式第一号（一）（第九条、第二十条及び第二十七条関係）

（第1面）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 5 年 6 月 7 日

金沢市長

殿



届出者

住所 金沢市鞍月1丁目1番地

氏名 石川県知事 馳 浩
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 076-225-1531

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和 4 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称			
保管事業場の所在地			
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名		電話番号	
保管の場所			

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		

(日本工業規格 A列4番)

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数ー」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること(例:「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」)。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し(廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。)を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 5 年 4 月 25 日

金沢市長

殿



届出者

住 所 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

氏 名 石川県知事 馳 浩 （公印省略）

電話番号 （076-262-9181：石川県立盲学校）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和4年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	石川県立盲学校			
保管事業場の所在地	石川県金沢市小立野5丁目3番1号			
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	事務長	清水 真弓	電話番号	076-262-9181
保管の場所	石川県金沢市小立野5丁目3番1号			

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項	
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ			
4-01	コンデンサー (3kg未満)		ニチコン(株)	JCPBMNBIA H504V	1962年		R9.3	4-01~20 併せて1	缶	108.0 g	低濃度	ペール缶	囲い有、 掲示有	分別	なし		濃度 130mg/kg
4-02	コンデンサー (3kg未満)		ニチコン(株)	JCPBMNBIA H504V	1962年		R9.3	4-01~20 併せて1	缶	108.0 g	低濃度	ペール缶	囲い有、 掲示有	分別	なし		濃度 93mg/kg
4-03	コンデンサー (3kg未満)		ニチコン(株)	CP711A3T1 05V	1969年		R9.3	4-01~20 併せて1	缶	169.0 g	低濃度	ペール缶	囲い有、 掲示有	分別	なし		濃度 1.7mg/kg

4-04	コンデンサー (3kg未満)		ニチコン(株)	CP701A3T4 05V	1970年		R9.3	4-01~20 併せて1	缶	445.0	g	低濃度	ペール 缶	囲い有、 掲示有	分別	なし		濃度 12mg/kg
4-05	コンデンサー (3kg未満)		ニチコン(株)	CP- C0.22uF(M) 600WV	不明		R9.3	4-01~20 併せて1	缶	4-05~20 併せて84.0	g	低濃度	ペール 缶	囲い有、 掲示有	分別	なし		低濃度廃棄 物とみなし 保管
4-06	コンデンサー (3kg未満)		ニチコン(株)	CP- C0.22uF(M) 600WV	不明		R9.3	4-01~20 併せて1	缶	4-05~20 併せて84.0	g	低濃度	ペール 缶	囲い有、 掲示有	分別	なし		低濃度廃棄 物とみなし 保管
4-07	コンデンサー (3kg未満)		ニチコン(株)	CP- A0.1uF(M) 400WV	不明		R9.3	4-01~20 併せて1	缶	4-05~20 併せて84.0	g	低濃度	ペール 缶	囲い有、 掲示有	分別	なし		低濃度廃棄 物とみなし 保管
4-08	コンデンサー (3kg未満)		ニチコン(株)	CP- C0.047uF (M)400WV	不明		R9.3	4-01~20 併せて1	缶	4-05~20 併せて84.0	g	低濃度	ペール 缶	囲い有、 掲示有	分別	なし		低濃度廃棄 物とみなし 保管
4-09	コンデンサー (3kg未満)		ニチコン(株)	CP- C0.047uF (M)400WV	不明		R9.3	4-01~20 併せて1	缶	4-05~20 併せて84.0	g	低濃度	ペール 缶	囲い有、 掲示有	分別	なし		低濃度廃棄 物とみなし 保管
4-10	コンデンサー (3kg未満)		ニチコン(株)	CP- C0.047uF (M)400WV	不明		R9.3	4-01~20 併せて1	缶	4-05~20 併せて84.0	g	低濃度	ペール 缶	囲い有、 掲示有	分別	なし		低濃度廃棄 物とみなし 保管
4-11	コンデンサー (3kg未満)		ニチコン(株)	CP- C0.047uF (M)400WV	不明		R9.3	4-01~20 併せて1	缶	4-05~20 併せて84.0	g	低濃度	ペール 缶	囲い有、 掲示有	分別	なし		低濃度廃棄 物とみなし 保管
4-12	コンデンサー (3kg未満)		ニチコン(株)	CP- C0.022uF (M)400WV	不明		R9.3	4-01~20 併せて1	缶	4-05~20 併せて84.0	g	低濃度	ペール 缶	囲い有、 掲示有	分別	なし		低濃度廃棄 物とみなし 保管
4-13	コンデンサー (3kg未満)		ニチコン(株)	CP- C0.01uF (K)400WV	不明		R9.3	4-01~20 併せて1	缶	4-05~20 併せて84.0	g	低濃度	ペール 缶	囲い有、 掲示有	分別	なし		低濃度廃棄 物とみなし 保管
4-14	コンデンサー (3kg未満)		ニチコン(株)	CP- C0.01uF (M)400WV	不明		R9.3	4-01~20 併せて1	缶	4-05~20 併せて84.0	g	低濃度	ペール 缶	囲い有、 掲示有	分別	なし		低濃度廃棄 物とみなし 保管
4-15	コンデンサー (3kg未満)		ニチコン(株)	JCP- A0.1uF(M) 400WV	不明		R9.3	4-01~20 併せて1	缶	4-05~20 併せて84.0	g	低濃度	ペール 缶	囲い有、 掲示有	分別	なし		低濃度廃棄 物とみなし 保管
4-16	コンデンサー (3kg未満)		ニチコン(株)	JCP- A0.1uF(M) 400WV	不明		R9.3	4-01~20 併せて1	缶	4-05~20 併せて84.0	g	低濃度	ペール 缶	囲い有、 掲示有	分別	なし		低濃度廃棄 物とみなし 保管
4-17	コンデンサー (3kg未満)		ニチコン(株)	CP- A0.1uF(M) 400WV	不明		R9.3	4-01~20 併せて1	缶	4-05~20 併せて84.0	g	低濃度	ペール 缶	囲い有、 掲示有	分別	なし		低濃度廃棄 物とみなし 保管
4-18	コンデンサー (3kg未満)		ニチコン(株)	JCP- A0.0047uF (M)400WV	不明		R9.3	4-01~20 併せて1	缶	4-05~20 併せて84.0	g	低濃度	ペール 缶	囲い有、 掲示有	分別	なし		低濃度廃棄 物とみなし 保管
4-19	コンデンサー (3kg未満)		ニチコン(株)	160V・ 0.1M	不明		R9.3	4-01~20 併せて1	缶	4-05~20 併せて84.0	g	低濃度	ペール 缶	囲い有、 掲示有	分別	なし		低濃度廃棄 物とみなし 保管

4-20	コンデンサー (3kg未満)		ニチコン(株)	160V・ 0.047M	不明		R9.3	4-01~20 併せて1 缶	4-05~20 併せて84.0 g	低濃度	ペール 缶	囲い有、 掲示有	分別	なし		低濃度廃棄 物とみなし 保管

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管開始年月日	保管開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
4-01	コンデンサー (3kg未満)		ニチコン(株)	JCPBMNBIAH 504V	1962年		4-01~20 併せて1 缶	108.0 g	低濃度	R4. 12. 20	含有量調査実施の結果 (過年度使用の理科実験器具に搭載)	濃度 130mg/kg
4-02	コンデンサー (3kg未満)		ニチコン(株)	JCPBMNBIAH 504V	1962年		4-01~20 併せて1 缶	108.0 g	低濃度	R4. 12. 20	含有量調査実施の結果 (過年度使用の理科実験器具に搭載)	濃度 93mg/kg
4-03	コンデンサー (3kg未満)		ニチコン(株)	CP711A3T1 05V	1969年		4-01~20 併せて1 缶	169.0 g	低濃度	R4. 12. 20	含有量調査実施の結果 (過年度使用の理科実験器具に搭載)	濃度 1.7mg/kg
4-04	コンデンサー (3kg未満)		ニチコン(株)	CP701A3T4 05V	1970年		4-01~20 併せて1 缶	445.0 g	低濃度	R4. 12. 20	含有量調査実施の結果 (過年度使用の理科実験器具に搭載)	濃度 12mg/kg
4-05	コンデンサー (3kg未満)		ニチコン(株)	CP- C0. 22uF (M) 600WV	不明		4-01~20 併せて1 缶	4-05~20 併せて 84.0 g	低濃度	R4. 12. 20	含有量調査実施の結果 (過年度使用の理科実験器具に搭載)	低濃度廃棄物 とみなし保管
4-06	コンデンサー (3kg未満)		ニチコン(株)	CP- C0. 22uF (M) 600WV	不明		4-01~20 併せて1 缶	4-05~20 併せて 84.0 g	低濃度	R4. 12. 20	含有量調査実施の結果 (過年度使用の理科実験器具に搭載)	低濃度廃棄物 とみなし保管
4-07	コンデンサー (3kg未満)		ニチコン(株)	CP- A0. 1uF (M) 400WV	不明		4-01~20 併せて1 缶	4-05~20 併せて 84.0 g	低濃度	R4. 12. 20	含有量調査実施の結果 (過年度使用の理科実験器具に搭載)	低濃度廃棄物 とみなし保管
4-08	コンデンサー (3kg未満)		ニチコン(株)	CP- C0. 047uF (M) 400WV	不明		4-01~20 併せて1 缶	4-05~20 併せて 84.0 g	低濃度	R4. 12. 20	含有量調査実施の結果 (過年度使用の理科実験器具に搭載)	低濃度廃棄物 とみなし保管
4-09	コンデンサー (3kg未満)		ニチコン(株)	CP- C0. 047uF (M) 400WV	不明		4-01~20 併せて1 缶	4-05~20 併せて 84.0 g	低濃度	R4. 12. 20	含有量調査実施の結果 (過年度使用の理科実験器具に搭載)	低濃度廃棄物 とみなし保管
4-10	コンデンサー (3kg未満)		ニチコン(株)	CP- C0. 047uF (M) 400WV	不明		4-01~20 併せて1 缶	4-05~20 併せて 84.0 g	低濃度	R4. 12. 20	含有量調査実施の結果 (過年度使用の理科実験器具に搭載)	低濃度廃棄物 とみなし保管
4-11	コンデンサー (3kg未満)		ニチコン(株)	CP- C0. 047uF (M) 400WV	不明		4-01~20 併せて1 缶	4-05~20 併せて 84.0 g	低濃度	R4. 12. 20	含有量調査実施の結果 (過年度使用の理科実験器具に搭載)	低濃度廃棄物 とみなし保管
4-12	コンデンサー (3kg未満)		ニチコン(株)	CP- C0. 022uF (M) 400WV	不明		4-01~20 併せて1 缶	4-05~20 併せて 84.0 g	低濃度	R4. 12. 20	含有量調査実施の結果 (過年度使用の理科実験器具に搭載)	低濃度廃棄物 とみなし保管
4-13	コンデンサー (3kg未満)		ニチコン(株)	CP- C0. 01uF (K) 400WV	不明		4-01~20 併せて1 缶	4-05~20 併せて 84.0 g	低濃度	R4. 12. 20	含有量調査実施の結果 (過年度使用の理科実験器具に搭載)	低濃度廃棄物 とみなし保管

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること(例:「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」)。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し(廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。)を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

【PCB廃棄物写真】

石川県立盲学校

保管場所（理科準備室外観）



保管場所（室内）



プラペール缶中身



コンデンサー類内訳 1



コンデンサー類内訳 2



分析結果報告書

石川県知事 馳 浩 様

No. P5700330
令和4年12月20日

試料の区分	コンデンサ
試料名	コンデンサ1
採取場所	石川県立盲学校
採取年月日	令和4年11月16日
採取時間	13時25分
採取の区分	採取
採取者	辻本 祥次
特記事項	件名:石川県立盲学校 PCB含有量調査業務

計量証明事業登録 石川県 第1号(濃度)
株式会社 大和環境分析センター
〒920-0811 石川県金沢市小坂町中18番地4
株式会社 大和環境分析センター 事業本部
〒923-1253 石川県能美郡川北町三反田273
TEL 076-277-3733 FAX 076-277-3139
分析担当者 島村 唯史

貴依頼による絶縁油中のPCB含有量分析に係る結果を次の通り報告します。

◆対象機器

製造者	ニチコン株式会社		
型式	JCPBMNBIAH504V		
製造年	1962年		
製造番号	****		
定格容量	0.5 μ F	受電電圧	****
総重量	****	総油量	****

◆結果

分析項目	結果 (mg/kg)	判定基準 (mg/kg)	検出下限値 (mg/kg)
ポリ塩化ビフェニル	130	0.5以下	0.15
分析方法	絶縁油中の微量PCBに関する簡易測定法マニュアル2.1.2 (平成23年5月 環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課)		

【備考】

PCB濃度が処理の判定基準(0.5mg/kg)を超えたときは、PCB廃棄物として適正に保管等の処理並びに届出を行う。
(平成16年2月17日 環廃産発第040217005号)

分析結果報告書

石川県知事 馳 浩 様

No. P5700331
令和4年12月20日

試料の区分	コンデンサ
試料名	コンデンサ2
採取場所	石川県立盲学校
採取年月日	令和4年11月16日
採取時間	13時32分
採取の区分	採取
採取者	辻本 祥次
特記事項	件名:石川県立盲学校 PCB含有量調査業務

計量証明事業登録 石川県 第1号(濃度)
株式会社 大和環境分析センター
〒920-0811 石川県金沢市小坂町中18番地4
株式会社 大和環境分析センター 事業本部
〒923-1253 石川県能美郡川北町三反田273
TEL 076-277-3733 FAX 076-277-3139
分析担当者 島村 唯史

貴依頼による絶縁油中のPCB含有量分析に係る結果を次の通り報告します。

◆対象機器

製造者	ニチコン株式会社		
型式	JCPBMNBIAH504V		
製造年	1962年		
製造番号	****		
定格容量	0.5 μ F	受電電圧	****
総重量	****	総油量	****

◆結果

分析項目	結果 (mg/kg)	判定基準 (mg/kg)	検出下限値 (mg/kg)
ポリ塩化ビフェニル	93	0.5以下	0.15
分析方法	絶縁油中の微量PCBに関する簡易測定法マニュアル2.1.2 (平成23年5月 環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課)		

【備考】

PCB濃度が処理の判定基準(0.5mg/kg)を超えたときは、PCB廃棄物として適正に保管等の処理並びに届出を行う。
(平成16年2月17日 環廃産発第040217005号)

分析結果報告書

石川県知事 馳 浩

様

No. P5700332
令和4年12月20日

試料の区分	コンデンサ
試料名	コンデンサ3
採取場所	石川県立盲学校
採取年月日	令和4年11月16日
採取時間	13時37分
採取の区分	採取
採取者	辻本 祥次
特記事項	件名:石川県立盲学校 PCB含有量調査業務

計量証明事業登録 石川県 第1号(濃度)
株式会社 大和環境分析センター
〒920-0811 石川県金沢市小坂町中18番地4
株式会社 大和環境分析センター 事業本部
〒923-1253 石川県能美郡川北町三反田273
TEL 076-277-3733 FAX 076-277-3139
分析担当者 島村 唯史

貴依頼による絶縁油中のPCB含有量分析に係る結果を次の通り報告します。

◆対象機器

製造者	ニチコン株式会社		
型式	CP711A3T105V		
製造年	1969年		
製造番号	****		
定格容量	1 μ F	受電電圧	****
総重量	****	総油量	****

◆結果

分析項目	結果 (mg/kg)	判定基準 (mg/kg)	検出下限値 (mg/kg)
ポリ塩化ビフェニル	1.7	0.5以下	0.15
分析方法	絶縁油中の微量PCBに関する簡易測定法マニュアル2.1.2 (平成23年5月 環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課)		

【備考】

PCB濃度が処理の判定基準(0.5mg/kg)を超えたときは、PCB廃棄物として適正に保管等の処理並びに届出を行う。
(平成16年2月17日 環廃産発第040217005号)

分析結果報告書

石川県知事 馳 浩 様

No. P5700333
令和4年12月20日

試料の区分	コンデンサ
試料名	コンデンサ4
採取場所	石川県立盲学校
採取年月日	令和4年11月16日
採取時間	13時43分
採取の区分	採取
採取者	辻本 祥次
特記事項	件名:石川県立盲学校 PCB含有量調査業務

計量証明事業登録 石川県 第1号(濃度)
株式会社 大和環境分析センター
〒920-0811 石川県金沢市小坂町中18番地4
株式会社 大和環境分析センター 事業本部
〒923-1253 石川県能美郡川北町三反田273
TEL 076-277-3733 FAX 076-277-3139
分析担当者 島村 唯史

貴依頼による絶縁油中のPCB含有量分析に係る結果を次の通り報告します。

◆対象機器

製造者	ニチコン株式会社		
型式	CP701A3T405V		
製造年	1970年		
製造番号	****		
定格容量	4 μ F	受電電圧	****
総重量	****	総油量	****

◆結果

分析項目	結果 (mg/kg)	判定基準 (mg/kg)	検出下限値 (mg/kg)
ポリ塩化ビフェニル	12	0.5以下	0.15
分析方法	絶縁油中の微量PCBに関する簡易測定法マニュアル2.1.2 (平成23年5月 環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課)		

【備考】

PCB濃度が処理の判定基準(0.5mg/kg)を超えたときは、PCB廃棄物として適正に保管等の処理並びに届出を行う。
(平成16年2月17日 環廃産発第040217005号)

添付資料

株式会社 大和環境分析センター

〒923-1253 石川県能美郡川北町三反田 273

PCB 調査に関する報告

以下を報告します。

記

1. コンデンサ 7～22 : 依頼主要望により調査継続中止
2. コンデンサ 23～37 : 本体に電解コンデンサ表記があり

以上

R4石川県立盲学校現有PCB廃棄物（小型コンデンサー）一覧 【理科実験器具搭載分】

コンデンサー 表記番号	機器メーカー	表示記号	年式 (製造年 / 国産)	備考	分析 対象	含有量分析機関 中間報告1	変更後 分析対象	含有量分析機関 中間報告2	変更後 分析対象 (最終)	分析結果
1	Nichicon	JCPBMNBIAH504V	1962	A	1		1		1	基準超過（低濃度）
2	Nichicon	JCPBMNBIAH504V	1962	A	2		2		2	基準超過（低濃度）
3	Nichicon	CP711A3T105V	1969	A	3		3		3	基準超過（低濃度）
4	Nichicon	CP701A3T405V	1970	A	4		4		4	基準超過（低濃度）
5	Nichicon	CE02D47MFD160WV		不含有証明あり R4.2.14廃棄						
6	Nichicon	CE02D47MFD160WV		不含有証明あり R4.2.14廃棄						
7	Nichicon	CP-C0.22uF(M)600WV		A	5		5	穿孔の結果別調査対応となるため、分析せずに低濃度PCB廃棄物とみなす。 (産廃品別調査確認済)		
8	Nichicon	CP-C0.22uF(M)600WV		A	6		6	穿孔の結果別調査対応となるため、分析せずに低濃度PCB廃棄物とみなす。 (産廃品別調査確認済)		
9	Nichicon	CP-A0.1uF(M)400WV		A	7		7	穿孔の結果別調査対応となるため、分析せずに低濃度PCB廃棄物とみなす。 (産廃品別調査確認済)		
10	Nichicon	CP-C0.047uF(M)400WV		A	8		8	穿孔の結果別調査対応となるため、分析せずに低濃度PCB廃棄物とみなす。 (産廃品別調査確認済)		
11	Nichicon	CP-C0.047uF(M)400WV		A	9		9	穿孔の結果別調査対応となるため、分析せずに低濃度PCB廃棄物とみなす。 (産廃品別調査確認済)		
12	Nichicon	CP-C0.047uF(M)400WV		A	10		10	穿孔の結果別調査対応となるため、分析せずに低濃度PCB廃棄物とみなす。 (産廃品別調査確認済)		
13	Nichicon	CP-C0.047uF(M)400WV		A	11		11	穿孔の結果別調査対応となるため、分析せずに低濃度PCB廃棄物とみなす。 (産廃品別調査確認済)		
14	Nichicon	CP-C0.022uF(M)400WV		A	12		12	穿孔の結果別調査対応となるため、分析せずに低濃度PCB廃棄物とみなす。 (産廃品別調査確認済)		
15	Nichicon	CP-C0.01uF(K)400WV		A	13		13	穿孔の結果別調査対応となるため、分析せずに低濃度PCB廃棄物とみなす。 (産廃品別調査確認済)		
16	Nichicon	CP-C0.01uF(M)400WV		A	14		14	穿孔の結果別調査対応となるため、分析せずに低濃度PCB廃棄物とみなす。 (産廃品別調査確認済)		
17	Nichicon	JCP-A0.1uF(M)400WV		A	15		15	穿孔の結果別調査対応となるため、分析せずに低濃度PCB廃棄物とみなす。 (産廃品別調査確認済)		
18	Nichicon	JCP-A0.1uF(M)400WV		A	16		16	穿孔の結果別調査対応となるため、分析せずに低濃度PCB廃棄物とみなす。 (産廃品別調査確認済)		
19	Nichicon	CP-A0.1uF(M)400WV		A	17		17	穿孔の結果別調査対応となるため、分析せずに低濃度PCB廃棄物とみなす。 (産廃品別調査確認済)		
20	Nichicon	JCP-A0.0047uF(M)400WV		A	18		18	穿孔の結果別調査対応となるため、分析せずに低濃度PCB廃棄物とみなす。 (産廃品別調査確認済)		
21	Nichicon	160V・0.1M		A	19		19	穿孔の結果別調査対応となるため、分析せずに低濃度PCB廃棄物とみなす。 (産廃品別調査確認済)		
22	Nichicon	160V・0.047M		A	20		20	穿孔の結果別調査対応となるため、分析せずに低濃度PCB廃棄物とみなす。 (産廃品別調査確認済)		
23	KDK	TYPE 35B100 350W.V. KOKUSAI 70		B	21	電解コンデンサ表記在り 一分析機関見解ならば廃棄可能 (産廃業者確認)				
24	KDK	TYPE 35B100 350W.V. KOKUSAI 70		B	22	電解コンデンサ表記在り 一分析機関見解ならば廃棄可能 (産廃業者確認)				
25	KDK	TYPE 35B80 350W.V. KOKUSAI		B	23	電解コンデンサ表記在り 一分析機関見解ならば廃棄可能 (産廃業者確認)				
26	KDK	TYPE 59B-40 500W.V. 500V.V. KOKUSAI KYOTO JAPAN		B	24	電解コンデンサ表記在り 一分析機関見解ならば廃棄可能 (産廃業者確認)				
27	KDK	TYPE 45B-40 450W.V. 550V.V. KOKUSAI KYOTO JAPAN		B	25	電解コンデンサ表記在り 一分析機関見解ならば廃棄可能 (産廃業者確認)				
28	KDK	TYPE 45B-40 450W.V. 550V.V. KOKUSAI KYOTO JAPAN		B	26	電解コンデンサ表記在り 一分析機関見解ならば廃棄可能 (産廃業者確認)				
29	KDK	TYPE 35B-40 350W.V. 420P.V. KOKUSAI		B	27	電解コンデンサ表記在り 一分析機関見解ならば廃棄可能 (産廃業者確認)				

R4石川県立盲学校現有PCB廃棄物（小型コンデンサー）一覧 【理科実験器具搭載分】

コンデンサー 表記番号	機器メーカー	表示記号	年式 (製造年 とロット)	備考	分析 対象	含有量分析機関 中間報告1	変更後 分析対象	含有量分析機関 中間報告2	変更後 分析対象 (最終)	分析結果
30	KDK	TYPE 35B-40 350W.V. 420FV. KOKUSAI 6304		B	28	電解コンデンサ表記在り 一分析機関見解ならば廃棄可能 (産廃業者確認)				
31	KDK	TYPE 35B-40 350W.V. 420FV. KOKUSAI 6112		B	29	電解コンデンサ表記在り 一分析機関見解ならば廃棄可能 (産廃業者確認)				
32	KDK	40+40MFD 150W.V. KOKUSAI 70		B	30	電解コンデンサ表記在り 一分析機関見解ならば廃棄可能 (産廃業者確認)				
33	KDK	20MFD 300W.V. KOKUSAI 6309		B	31	電解コンデンサ表記在り 一分析機関見解ならば廃棄可能 (産廃業者確認)				
34	KDK	20MFD 300W.V. KOKUSAI 6310		B	32	電解コンデンサ表記在り 一分析機関見解ならば廃棄可能 (産廃業者確認)				
35	KDK	20MFD 300W.V. KOKUSAI 6310		B	33	電解コンデンサ表記在り 一分析機関見解ならば廃棄可能 (産廃業者確認)				
36	KDK	6MFD 500W.V. KOKUSAI 70		B	34	電解コンデンサ表記在り 一分析機関見解ならば廃棄可能 (産廃業者確認)				
37	KDK	20MFD 150W.V. KOKUSAI 6304		B	35	電解コンデンサ表記在り 一分析機関見解ならば廃棄可能 (産廃業者確認)				
38	NIPPON CHEMI-CON	100MFD 25WV JIS036306E		不含有証明あり R4.2.14廃棄						
39	NIPPON CHEMI-CON	100MFD 25WV JIS096706G		不含有証明あり R4.2.14廃棄						

備考欄A： PCB油使用のコンデンサに該当していないが、微量PCB混入の可能性については
否定できない旨の報告がメーカーより在り

備考欄B： Aと同様の見解である旨、メーカーより理科教材取扱業者経由で報告あり（口頭）
当該製造会社は既に廃業していると思われるため詳細は不明とのこと

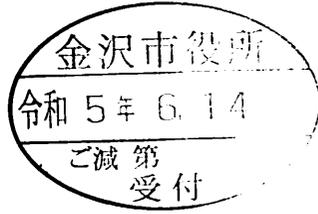
今般報告対象

- 1～4： 本体及び検査用品を個別に保管中
- 7～22： 分析困難のため低濃度PCB廃棄物とみなされた
小型コンデンサー
16体を1袋の保存袋にて保管中

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 5 年 6 月 12 日

金沢市長 村山 卓 殿



届出者

住 所 石川県金沢市才田町戊 295-1

氏 名 石川県農林総合研究センター 所長 藪 哲夫

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 076-257-6911

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和5年度年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	石川県農林総合研究センター農業試験場		
保管事業場の所在地	石川県金沢市才田町戊 295-1		
特別管理産業廃棄物責任者の職名及び氏名	業務主任 山本富士夫	電話番号	076-257-6911
保管の場所	石川県金沢市才田町戊 295-1		

① 前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処分業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	品名	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
21-1	低濃度 PCB 汚染物 (高圧トランス)	30KV A	東芝	PTL6 -6DP	1972			1台		低濃度	容器なし	有	分別	有		

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 5 年 6 月 12 日

金沢市長 村山 卓 殿



届出者

住 所 石川県金沢市才田町戊295-1
 氏 名 石川県農林総合研究センター 所長 藪 哲夫
 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
 電話番号 076-257-6911

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和 5 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	石川県農林総合研究センター農業試験場		
保管事業場の所在地	石川県金沢市才田町戊295-1		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	業務主任 山本 富士夫	電話番号	076-257-6911
保管の場所	石川県金沢市才田町戊295-1		

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		処分年月日	処分後の廃棄物の種類及び処分先	処分委託年月日	処分受託者の名称	処分年月日	
21-7	安定器	FL40W x2	パナソニ	SNZ4022 HA-11		FZ402234 48	7個	12・6 kg	高濃度			R4・5月2 3日	中間貯蔵・環境 安全事業（株）	R4・12月1 5日	
21-8	安定器		パナソニ	SNZ4022 HA-3		FZ402234 42	4個	10・0 kg	高濃度			R4・5月2 3日	中間貯蔵・環境 安全事業（株）	R4・12月1 5日	
21-9	安定器	FL40W x1	パナソニ	NP4011H A-4	1967	FZ401144 12	1個	2・1 kg	高濃度			R4・5月2 3日	中間貯蔵・環境 安全事業（株）	R4・12月1 5日	

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) E票

交付年月日	2022年12月6日	交付番号	21624589350	整理番号		交付担当者	氏名 山本 富士夫
事業者 (排出者)	氏名又は名称 石川県			事業場 (排出場所)	名称 石川県農林総合研究センター		
	住所 〒920-8580 電話番号 076-257-6911 石川県金沢市鞍月1丁目1番地				所在地 〒920-3198 電話番号 076-257-6911 石川県金沢市才田町戊295-1		
産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 種類(普通の産業廃棄物)		<input checked="" type="checkbox"/> 種類(特別管理産業廃棄物)		数量(及び単位)	荷姿	
	<input type="checkbox"/> 0100 燃えがら	<input type="checkbox"/> 1200 金属くず	<input type="checkbox"/> 7000 引火性廃油	<input type="checkbox"/> 7424 燃えがら(有害)	5袋	漏れ防止型金属容器にて運搬	
	<input type="checkbox"/> 0200 汚泥	<input type="checkbox"/> 1300 ガラス・陶磁器くず	<input type="checkbox"/> 7010 引火性廃油(有害)	<input type="checkbox"/> 7425 廃油(有害)	10.5kg	産業廃棄物の名称 PCB廃棄物	
	<input type="checkbox"/> 0300 廃油	<input type="checkbox"/> 1400 鋳さい	<input type="checkbox"/> 7100 強酸	<input type="checkbox"/> 7426 汚泥(有害)	有害物質等 PCB		
<input type="checkbox"/> 0400 廃酸	<input type="checkbox"/> 1500 がれき類	<input type="checkbox"/> 7110 強酸(有害)	<input type="checkbox"/> 7427 廃酸(有害)	処分方法 洗浄・分離・分解			
<input type="checkbox"/> 0500 廃アルカリ	<input type="checkbox"/> 1600 家畜のふん尿	<input type="checkbox"/> 7200 強アルカリ	<input type="checkbox"/> 7428 廃アルカリ(有害)	備考・通信欄			
<input type="checkbox"/> 0600 廃プラスチック類	<input type="checkbox"/> 1700 家畜の死体	<input type="checkbox"/> 7210 強アルカリ(有害)	<input type="checkbox"/> 7429 ばいじん(有害)	<input type="checkbox"/> 水銀使用製品産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀含有ばいじん等 <input type="checkbox"/> 石綿含有産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 特定産業廃棄物			
<input type="checkbox"/> 0700 紙くず	<input type="checkbox"/> 1800 ばいじん	<input type="checkbox"/> 7300 感染性廃棄物	<input type="checkbox"/> 7430 13号廃棄物(有害)	E1100			
<input type="checkbox"/> 0800 木くず	<input type="checkbox"/> 1900 13号廃棄物	<input checked="" type="checkbox"/> 7410 PCB等	<input type="checkbox"/> 7440 廃水銀等	54628			
<input type="checkbox"/> 0900 繊維くず	<input type="checkbox"/> 4000 動物系固形不要物	<input type="checkbox"/> 7421 廃石綿等					
<input type="checkbox"/> 1000 動植物性残さ		<input type="checkbox"/> 7422 指定下水汚泥					
<input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず		<input type="checkbox"/> 7423 鋳さい(有害)					
中間処理産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) <input type="checkbox"/> 帳簿記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり						
最終処分の場所	名称/所在地/電話番号 <input checked="" type="checkbox"/> 委託契約書記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり						
運搬受託者	氏名又は名称 環境通信輸送株式会社			運搬場の設置場	名称 中間貯蔵・環境安全事業(株)北海道 PCB 処理事業所		
	住所 〒330-0844 電話番号 048-729-6601 埼玉県さいたま市大宮区下町二丁目6-1番地				所在地 〒060-0087 電話番号0143-23-7007 北海道室蘭市仲町14番地7		
処分受託者	氏名又は名称 中間貯蔵・環境安全事業株式会社			積替又は保管	名称		
	住所 〒105-0014 電話番号 03-5765-1911 東京都港区芝一丁目7番17号				所在地 〒 電話番号		
運搬の委託	(受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名) 環境通信輸送(株) 竹村 寛			(受領欄)	運搬終了年月日	2022年12月9日	有価物捨棄量
処分の委託	(受託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名) JESCO 橋本 賢一			(受領欄)	処分終了年月日	2022年12月31日	最終処分終了年月日
最終処分を行った場所	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号) 株式会社 C & R (第00140085831号) 5.1.16 JX金属苫小牧ケミカル(株)(平成30年第11号) 5.2.15 八戸製錬(株)(第12271003873号) 5.1.24 日鉄セメント(株)(第00120047463号) 5.2.15						

中間処理業者/最終処分業者 → 排出事業者/中間処理業者

複製を禁じます
類似品にご注意ください

(直行用)

整合確認

年 月 日
年 月 日
年 月 日

金沢市長 村山 卓 殿

令和5年6月12日

C型標準放送受信障害防止器（松尾電機株式会社）について

PCB 不使用製品の為、産業廃棄物として金沢環境（株）様へ依頼し埋め立て処分場にて処分を行って頂きました。

処分日：令和4年5月23日

石川県農林総合研究センター
管理部総務課 山本 富士夫

PCB 不使用証明書

2020年 2月 7日
松尾電機株式会社
総務経理部門長
網谷 嘉寛



拝啓 貴社益々ご清栄の段お慶び申し上げます。

さて、貴社ご依頼の当社製品について、PCB を含有していないことを証明いたします。

敬具

記

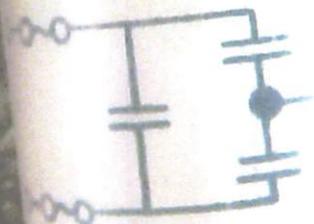
対象製品 ; C 型標準放送受信障害防止器

以上



NH

型標準放送号



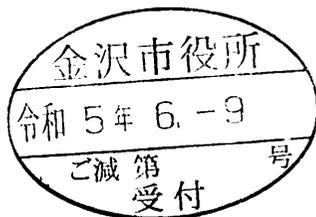
NCC 松尾電

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

5 年 5 月 31 日

金沢市長

殿



届出者

住所 石川県金沢市窪6丁目218番地

氏名 石川県立金沢錦丘高等学校

校長 朝田 肇

電話番号 076-241-8341

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和4年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	石川県立金沢錦丘高等学校		
保管事業場の所在地	金沢市窪6丁目218番地		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	企画管理専門員	町 賢司	電話番号 076-241-8341
保管の場所	金沢市窪6丁目218番地		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
1	変圧器（トランス）	75 KVA	東京芝浦電気㈱	HCR-L5	S47	その他	R9年3月まで	1 個	362.0 kg	低濃度	なし	囲い有、揭示有	分別	なし	機器等登録取り下げ	非PCBもしくは微量機器

（日本産業規格 A列4番）

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

様式第一号（一）（第九条、第二十条及び第二十七条関係）

（第1面）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 5 年 6 月 13 日

金沢市長 殿

届出者
住 所 金沢市観音堂町チ9番地
氏 名 石川県立金沢産業技術専門校
校長 齋藤 博
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 076-267-2221

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和4年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	石川県立金沢産業技術専門校		
保管事業場の所在地	金沢市観音堂町チ9番地		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	訓練第一課長 西出 悟	電話番号	076-267-2221
保管の場所			

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
17-1	トランス（電力用）	30KVA	東芝	PS6-6DP30A11	S. 38.9			1	台	217.0 kg	低濃度	なし	囲い有、掲示有	分別	なし	H17～製造番号63606362
17-2	トランス（電力用）	5KVA	〃	PS6-6DP5A11	S. 38.5			1	台	89.0 kg	低濃度	なし	囲い有、掲示有	分別	なし	〃製造番号62614644

17-3	トランス (電力用)	5KVA	〃	PS6-6DP-5A3	S. 38. 7			1 台	88.0 kg	低濃度	なし	囲い有、 掲示有	分別	なし		〃 製造番号 62612004
17-4	トランス (電力用)	5KVA	〃	不明	不明			1 台	89.0 kg	低濃度	なし	囲い有、 掲示有	分別	なし		〃 製造番号 不明
17-5	トランス (電力用)	5KVA	大阪変圧器	TOT-VF	S. 38. 2			1 台	100.0 kg	低濃度	なし	囲い有、 掲示有	分別	なし		〃 製造番号 1701419
17-6	トランス (電力用)	50KVA	東芝	PS6-6DP50K11	S. 45. 7			1 台	267.0 kg	低濃度	なし	囲い有、 掲示有	分別	なし		〃 製造番号 70034765
17-7	トランス (電力用)	20KVA	三菱電機	HT532412	1983年			1 台	100.0 kg	低濃度	なし	囲い有、 掲示有	分別	なし		〃 製造番号 G480286
17-8	トランス (電力用)	30KVA	東芝	PS6-6DP30A11	S. 38. 10			1 台	217.0 kg	低濃度	なし	囲い有、 掲示有	分別	なし		〃 製造番号 63606376
17-9	トランス (電力用)	5KVA	〃	PS6-6DP5E11	S. 41. 2			1 台	73.0 kg	低濃度	なし	囲い有、 掲示有	分別	なし		〃 製造番号 65625908
17-10	トランス (電力用)	10KVA	大阪変圧器	TOSWVF	S. 38. 5			1 台	112.0 kg	低濃度	なし	囲い有、 掲示有	分別	なし		〃 製造番号 2206034
17-11	トランス (電力用)	20KVA	東芝	PS6-K6	1980年			1 台	120.0 kg	低濃度	なし	囲い有、 掲示有	分別	なし		〃 製造番号 80032539
17-12	トランス (電力用)	20KVA	〃	PS6-K6	1980年			1 台	120.0 kg	低濃度	なし	囲い有、 掲示有	分別	なし		〃 製造番号 80032533
17-13	油遮断機	7.2KV 200A	日新電機	DH-121L	1969年			1 台	95.0 kg	低濃度	なし	囲い有、 掲示有	分別	なし		〃 製造番号 905296
17-14	無鉛揮発油	5Kg	不明	不明	不明			1 缶	6.3 kg	低濃度	一斗缶	囲い有、 掲示有	分別	なし		〃 製造番号 不明
18	無鉛揮発油	5Kg	不明	不明	不明			1 缶	6.3 kg	低濃度	一斗缶	囲い有、 掲示有	分別	なし		〃 製造番号 KP-20
19	ウエスほか		不明	不明	不明			1 式	1.3 kg	低濃度	プラスチック容器	囲い有、 掲示有	分別	なし		
20	検体サンプル (瓶)		不明	不明	不明			1 式	4.8 kg	低濃度	段ボール箱	囲い有、 掲示有	分別	なし		

(日本工業規格 A列4番)

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

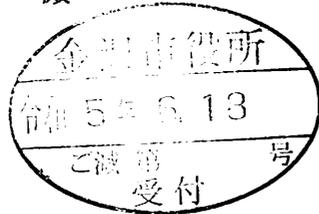
(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 5 年 6 月 15 日

金沢市長 村山 卓 殿



届出者
 住 所 金沢市泉野出町3丁目10番10号
 石川県立金沢泉丘高等学校
 氏 名 校長 岡橋 勇 侍
 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
 電話番号 076-241-6117

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和 4 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	石川県立金沢泉丘高等学校		
保管事業場の所在地	金沢市泉野出町3丁目10番10号		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	専門員 澤田 優	電話番号	076-241-6117
保管の場所	電気室		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
1-001	変圧器（トランス）	150 kVA	三菱電機(株)	SF-T形	1982		1	台	430.0 kg	低濃度	なし	囲い有、揭示有	分別	なし		
1-002	低圧コンデンサ	不明	NIPPONPARTS	JCP-BMW-A	不明		2	個	0.48 kg	低濃度	ペール缶	囲い有、揭示有	分別	なし		
1-003	低圧コンデンサ	不明	NIPPONPARTS	JCP-BMW-A	不明		1	個	0.36 kg	低濃度	ペール缶	囲い有、揭示有	分別	なし		
1-004	低圧コンデンサ	不明	NIPPONPARTS	JCP-BMW-A	不明		1	個	0.13 kg	低濃度	ペール缶	囲い有、揭示有	分別	なし		

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管開始年月日	保管開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
1-002	低圧コンデンサ	不明	NIPPONPARTS	JCP-BMW-A	不明		2 個	0.48 kg	低濃度	R4. 10. 17	PCB含有量分析調査をした結果、低濃度PCBであることが判明したため	
1-003	低圧コンデンサ	不明	NIPPONPARTS	JCP-BMW-A	不明		1 個	0.36 kg	低濃度	R4. 10. 17	PCB含有量分析調査をした結果、低濃度PCBであることが判明したため	
1-004	低圧コンデンサ	不明	NIPPONPARTS	JCP-BMW-A	不明		1 個	0.13 kg	低濃度	R4. 10. 17	PCB含有量分析調査をした結果、低濃度PCBであることが判明したため	

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物 (④の場合を除く。)

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管終了年月日	保管終了理由	移動先の保管の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)					

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		処分年月日	処分後の廃棄物の種類及び処分先	処分委託年月日	処分受託者の名称	処分年月日	
3-001	コンデンサー (3kg未満)	不明	日本コンデンサ工業(株)	spf-a12fb	不明	不明	1 個	1.5 kg	高濃度			R4.8	中間貯蔵・環境安全事業(株)	R4.11	
3-002	その他PCBを含む油	試薬瓶	不明	不明	不明	不明	1 袋	0.235 kg	高濃度			R4.8	中間貯蔵・環境安全事業(株)	R4.11	
3-003	その他	検査用針及び手袋等	不明	不明	不明	不明	1 袋		高濃度			R4.8	中間貯蔵・環境安全事業(株)	R4.11	

- 備考
1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること(例:「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」)。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し(廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。)を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) D票

交付年月日	年 月 日	交付番号	60000099843	整理番号		交付担当者	氏名	小村 昌夫	
事 業 者 (排出者)	氏名又は名称 石川県 住所 〒920-8580 電話番号 076-241-6117 石川県金沢市鞍月1丁目1番地			事 業 場 (排出事業場)	名称 石川県立金沢東丘高等学校 所在地 〒921-8517 電話番号 076-241-6117 石川県金沢市奥野出町3丁目10番10号				
	種類 PCB等 産業廃棄物の名称 PCB産業物				数量(及び単位) 125kg (100%)		荷姿 漏れ防止型金属容器 にて運搬		処分方法 洗浄・分離・分解
中間処理 産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) <input type="checkbox"/> 帳簿記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり								
最終処分 の場所	名称/所在地/電話番号 <input checked="" type="checkbox"/> 委託契約書記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり								
運搬受託者 (区間1)	氏名又は名称 日本通運株式会社 住所 〒101-0024 電話番号 03-6251-1275 東京都千代田区神田和泉町2番地			運搬先の 事業場 <input type="checkbox"/> 処分施設 <input type="checkbox"/> 積替保管	名称 日本通運(株)北陸西支店 国際物流事業所 金沢港海運課 所在地 〒920-0211 電話番号 076-239-5915 石川県金沢市港3丁目5番地2				
	氏名又は名称 日本通運株式会社 住所 〒101-0024 電話番号 03-6251-1275 東京都千代田区神田和泉町2番地				名称 日本貨物鉄道株式会社 金沢貨物ターミナル 所在地 〒920-0006 電話番号 076-251-3386 石川県金沢市高柳町5-1-1				
運搬受託者 (区間2)	氏名又は名称 日本通運株式会社 住所 〒101-0024 電話番号 03-6251-1275 東京都千代田区神田和泉町2番地			運搬先の 事業場 <input type="checkbox"/> 処分施設 <input type="checkbox"/> 積替保管	名称 日本貨物鉄道株式会社 車庫 所在地 〒050-0081 電話番号 0143-44-6437 北海道室蘭市日の出町1丁目				
	氏名又は名称 日本通運株式会社 住所 〒101-0024 電話番号 03-6251-1275 東京都千代田区神田和泉町2番地				名称 中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北海道PCB処理事業所 所在地 〒050-0087 電話番号 0143-23-7007 北海道室蘭市仲町14番地7				
運搬受託者 (区間3)	氏名又は名称 日本通運株式会社 住所 〒151-0051 電話番号 03-5367-7398 東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目3番8号			運搬先の 事業場 <input type="checkbox"/> 処分施設 <input type="checkbox"/> 積替保管	名称 中間貯蔵・環境安全事業株式会社 住所 〒105-0014 電話番号 03-5765-1911 東京都港区芝一丁目7番17号				
	氏名又は名称 日本通運株式会社 住所 〒101-0024 電話番号 03-6251-1275 東京都千代田区神田和泉町2番地				名称 積替え 又は保管 所在地 〒 電話番号				
運搬の受託 (区間1)	(受託者の氏名又は名称) 日本通運(株) (運搬担当者の氏名) 山口 昌夫			(受領欄)	運搬	終了年月日	2022年10月19日	有価物拾集量	数量(及び単位)
	(受託者の氏名又は名称) 日本通運(株) (運搬担当者の氏名) 山口 昌夫				運搬	終了年月日	2022年10月21日	有価物拾集量	数量(及び単位)
運搬の受託 (区間2)	(受託者の氏名又は名称) 日本通運(株) (運搬担当者の氏名) 山口 昌夫			(受領欄)	運搬	終了年月日	2022年10月24日	有価物拾集量	数量(及び単位)
	(受託者の氏名又は名称) 日本通運(株) (運搬担当者の氏名) 山口 昌夫				運搬	終了年月日	2022年10月24日	有価物拾集量	数量(及び単位)
運搬の受託 (区間3)	(受託者の氏名又は名称) 日本通運(株) (運搬担当者の氏名) 山口 昌夫			(受領欄)	運搬	終了年月日	2022年10月24日	有価物拾集量	数量(及び単位)
	(受託者の氏名又は名称) 日本通運(株) (運搬担当者の氏名) 山口 昌夫				運搬	終了年月日	2022年10月24日	有価物拾集量	数量(及び単位)
運搬の受託 (区間4)	(受託者の氏名又は名称) 日本通運(株) (運搬担当者の氏名) 山口 昌夫			(受領欄)	運搬	終了年月日	2022年10月24日	有価物拾集量	数量(及び単位)
	(受託者の氏名又は名称) 日本通運(株) (運搬担当者の氏名) 山口 昌夫				運搬	終了年月日	2022年10月24日	有価物拾集量	数量(及び単位)
処分の受託	(受託者の氏名又は名称) JESCO 鈴木 昌夫 (処分担当者の氏名) 鈴木 昌夫			(受領欄)	処分	終了年月日	2022年11月10日	最終処分	終了年月日
	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号)				処分	終了年月日	2022年11月10日	最終処分	終了年月日
最終処分を 行った場所	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号)								
備考・通信欄									

照 合 確 認	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日

(積替用) 中間貯蔵・環境安全事業株式会社

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

5 年 6 月 15 日

金沢市長 殿

届出者 〒921-8042
 住 所 金沢市泉本町6-105
 氏 名 石川県立金沢中央高等学校
 校長 中野好光
 電話番号 076-243-2166

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和4年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	石川県立金沢中央高等学校		
保管事業場の所在地	〒921-8042 金沢市泉本町6-105		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	事務長 北谷 祥子	電話番号	076-243-2166
保管の場所	本校E棟1階階段下倉庫		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
⑬-001	変圧器（トランス）	75 KVA	東芝	HCR-L4	1970	試験番号 70048096		1 台	409.0 kg	低濃度	なし	囲い有、 掲示有	分別	なし		保管年度 H10以前
⑬-002	変圧器（トランス）	75 KVA	東芝	HCR-L4	1970	試験番号 70048100		1 台	409.0 kg	低濃度	なし	囲い有、 掲示有	分別	なし		保管年度 H10以前
⑬-003	変圧器（トランス）	75 KVA	日立製作所	SOU-YDCR	1993-	製造番号 3620641		1 台	296.0- kg	低濃度	なし	囲い有、 掲示有	分別	なし		別添報告書 のとおり

(日本産業規格 A列4番)

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
	該当なし											

- 備考
1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

分析結果報告書

石川県立金沢中央高等学校 様

No. P5601251
令和4年9月9日

試料の区分	トランス
試料名	動力変圧器
採取場所	石川県立金沢中央高等学校
採取年月日	令和4年8月29日 ✓
採取時間	10時00分 ✓
採取の区分	収集
採取者	株式会社米沢エナジーマネジメントサービス
特記事項	

計量証明事業登録 石川県 第1号(濃度)
株式会社 大和環境分析センター
〒920-0811 石川県金沢市小坂町中18番地4

株式会社 大和環境分析センター 事業本部
〒923-1253 石川県能美郡川北町三反田273
TEL 076-277-3733 FAX 076-277-3139

分析担当者 島村 唯史

貴依頼による絶縁油中のPCB含有量分析に係る結果を次の通り報告します。

◆対象機器

製造者	株式会社日立製作所		
型式	SOU-YDCR		
製造年	1993年		
製造番号	3620641(試験番号)		
定格容量	75kVA	受電電圧	6600V
総重量	296kg	総油量	59L

◆結果

分析項目	結果 (mg/kg)	判定基準 (mg/kg)	検出下限値 (mg/kg)
ポリ塩化ビフェニル	0.15未満	0.5以下	0.15
分析方法	絶縁油中の微量PCBに関する簡易測定法マニュアル2.1.2 (平成23年5月 環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課)		

【備考】

PCB濃度が処理の判定基準(0.5mg/kg)以下であるときは、PCB廃棄物に該当しない。
(平成17年12月19日 環産産発第051219001号)

※収集・持込み試料の場合、試料名他採取情報は、ご依頼者のお申し出により、記入しました。

(日本産業規格 A列4番)

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				

- 備考
1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。